

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p>第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>(退職金共済掛金等の必要経費算入の時期)</p> <p>37—29 令第64条第1項第1号から第6号まで((確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い))に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等(以下この項において「掛金等」という。)は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約に係る掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の貼付けを含む。)をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。</p> <p>(注) これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払しない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。</p> <p>法第52条((貸倒引当金))関係</p> <p>(その有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの)</p> <p>52—1 法第52条第1項に規定する「その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権……で当該事業の遂行上生じたもの」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。</p> <p>(1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p>第1章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>法第37条((必要経費))関係</p> <p>(退職金共済掛金等の必要経費算入の時期)</p> <p>37—29 令第64条第1項第1号から第6号まで((確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い))に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等(以下この項において「掛金等」という。)は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払(特定業種退職金共済組合に対する掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の張り付け)をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。</p> <p>(注) これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払わない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。</p> <p>法第52条((貸倒引当金))関係</p> <p>(その有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの)</p> <p>52—1 法第52条第1項に規定する「その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。</p> <p>(1) 自己の事業の用に供する資金の融資を受ける手段として他から受取手形を取得</p>

し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権

- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等

し、その見合いとして借入金を計上し、又は支払手形を振り出している場合のその受取手形に係る金銭債権

- (2) 自己の製品の販売強化、企業合理化等のため、特約店、下請先等に貸し付けている貸付金
- (3) 事業上の取引のため、又は事業の用に供する建物等の賃借りのために差し入れた保証金、敷金、預け金等の金銭債権
- (4) 使用人に対する貸付金又は前払給料、概算払旅費等